

第79回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 令和3年1月15日(金) 文書会議

2 審議会委員

向山会長、川口委員、北野委員、佐藤委員、高比良委員、平栗委員、白委員、柳原委員

3 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- ① (仮称) スーパーマルハチ新大阪店 (淀川区: 新設)
- ② (仮称) ニトリ放出店 (城東区: 新設)
- ③ 大阪ベイタワー (港区: 店舗面積の変更等)
- ④ (仮称) うめきた2期地区北街区開発事業 (北区: 新設)
- ⑤ (仮称) うめきた2期地区南街区開発事業 (北区: 新設)

4 議事要旨

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、大阪市大規模小売店舗立地審議会要綱第3条に基づき、文書による審議に代えて行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① (仮称) スーパーマルハチ新大阪店

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。なお、生活環境の保持について、適正な配慮をして店舗の維持・運営に努められるとして、次のとおり付帯意見として要望する。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう要望する。

② (仮称) ニトリ放出店

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。なお、生活環境の保持について、適正な配慮をして店舗の維持・運営に努められるとして、次のとおり付帯意見として要望する。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

③ 大阪ベイトワー

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。なお、生活環境の保持について、適正な配慮をして店舗の維持・運営に努められるとして、次のとおり付帯意見として要望する。

- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

④ (仮称) うめきた2期地区北街区開発事業

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。なお、生活環境の保持について、適正な配慮をして店舗の維持・運営に努められるとして、次のとおり付帯意見として要望する。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

特に、車両出入口について、観光バスが出庫する際に2車線を跨ぐ軌跡を取っていることから、誘導員を配置する等適切に対応するよう努めるよう要望する。

- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう要望する。

⑤ (仮称) うめきた2期地区南街区開発事業

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。なお、生活環境の保持について、適正な配慮をして店舗の維持・運営に努められるとして、次のとおり付帯意見として要望する。

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域的生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域的生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

特に、車両出入口について、観光バスが出庫する際に2車線を跨ぐ軌跡を取っていることから、誘導員を配置する等適切に対応するよう努めるよう要望する。

- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。また、深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう要望する。

5 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

(電話) 06-6615-3784

(FAX) 06-6614-0190